

都留市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 4 日

都留市長 日 向 美 徳

都留市条例第 16 号

都留市印鑑条例の一部を改正する条例

都留市印鑑条例(昭和54年都留市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第7号中「非漢字圏の外国人住民」の次に「(漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。)」を加える。

第10条第3項中「個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項の規定により特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特殊法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項の規定により特定特別永住者証明書」を加え、「個人番号カード利用者」を「利用者証明用電子証明書利用者」に改め、「当該個人番号カード」の次に「、特定在留カード、特定特別永住者証明書」を加え、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改め、同条第4項中「個人番号カード利用者」を「利用者証明用電子証明書利用者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年6月14日から施行する。ただし、第10条第3項の改正規定(「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。